

各 位

DSファーマバイオメディカル株式会社

 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b)
 診療報酬請求書等記載要領の改正のお知らせ

平素は、弊社製品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示 第 52 号)等が平成 28 年 4 月 1 日より適用されるのに伴い、「診療報酬算定実施上の留意事項」が改正されており、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) 検査に関しては下記項目が該当しておりますのでお知らせいたします。

同検査の実施および診療報酬請求書等作成の際には、ご留意いただきますようご案内申し上げます。

記

【診療報酬算定実施上の留意事項】

改正前	改正後
区分: D008 内分泌学的検査「20」、	区分: D008 内分泌学的検査「23」、
<p>「20」の酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助として実施した場合に1回、その後6月以内の治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。</p> <p>本検査と「20」の I 型コラーゲン架橋N-テロペプチド (N TX)、「26」のオステオカルシン (OC) 又は「32」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿)と併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。</p> <p>なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。</p>	<p>「23」の酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助として実施した場合に1回、その後6月以内の治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。</p> <p>本検査と「23」の I 型コラーゲン架橋N-テロペプチド (N TX)、「29」のオステオカルシン (OC) 又は「35」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿)と併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。</p> <p>なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。</p>

[改正点を二重下線()で示しました。]

【診療報酬請求書等の記載要領】

改正前	改正後
2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 (27)「検査・病理」欄について	2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 (27)「検査・病理」欄について
<p>コ I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体(β-CTX)又は低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)の2回目を算定した場合は、前回算定日を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) を算定した場合は、<u>診断補助の実施日、6月以内の治療経過観察時の補助的指標の実施日又は治療方針の変更日を「摘要」欄に記載すること。</u></p>	<p>変更なし</p>

[重要事項を二重下線()で示しました。]

〈お問い合わせ先〉

DSファーマバイオメディカル 学術・企画推進部
 大阪府吹田市江の木町33番94号(〒564-0053)

TEL 06-6337-5941 FAX 06-6337-6020